

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和元年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第6条 略 時効ノ <u>完成猶予及更新</u> ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス	第6条 略 時効ノ <u>中断及停止</u> ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。